大和証券グループ

PASSION FOR THE BEST

NISAとは?

作成：
大和証券株式会社　ライフプランビジネス部

投資の税金について

投資で得た利益には税金がかかる!

株式投資にかかる2種類の税金

売却により得られる

譲渡益

20%

所得税　15%※1
住民税　5%

発行会社からもらえる

配当金

20%※2

所得税　15%
住民税　5%

※1 2037年までは復興特別所得税として所得税率が15.315%となります。
※2 申告分離課税を選択した場合の税率です。

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

株式投資の例　その1

100万円で買付、110万円で売却したら？

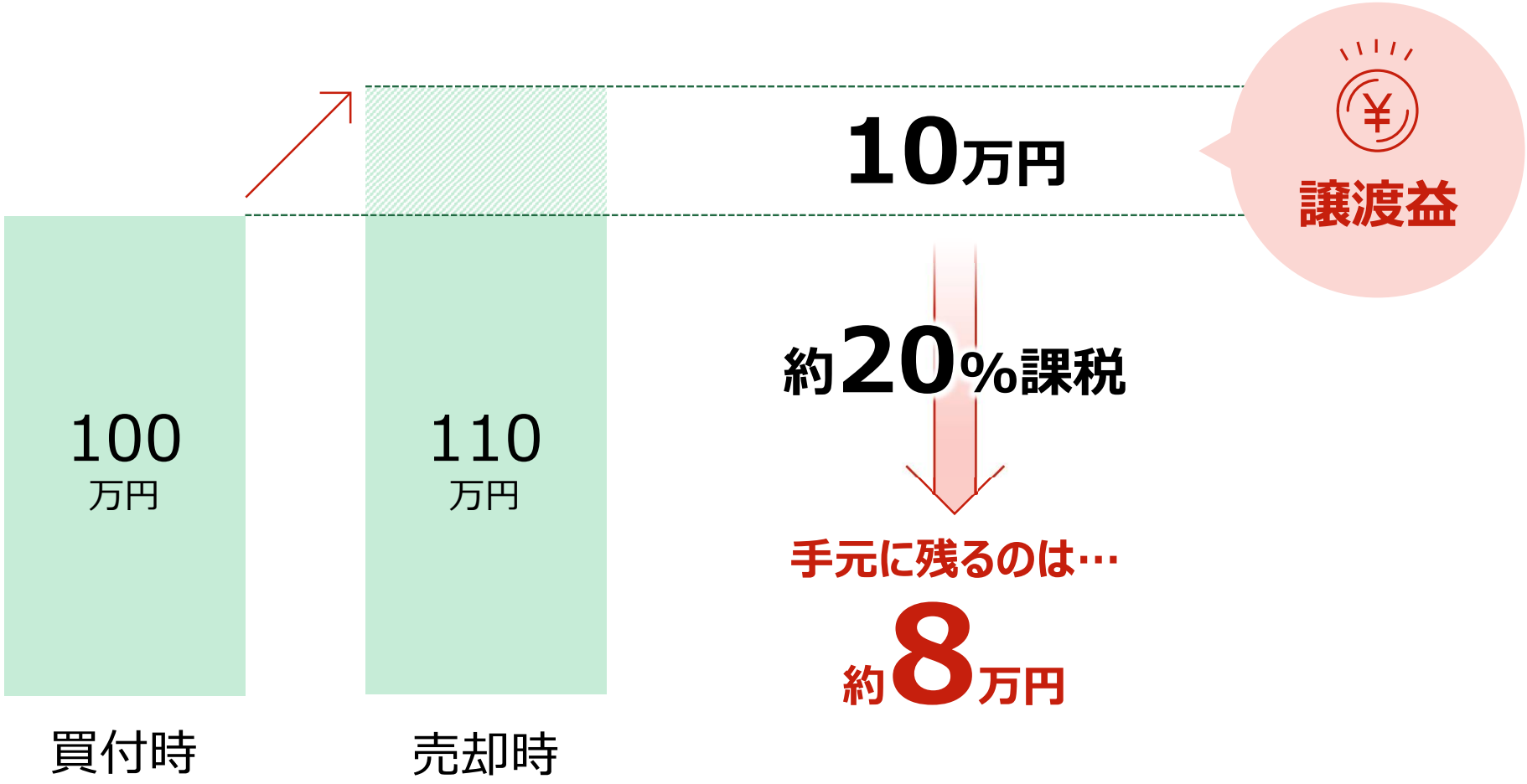

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

NISAの特徴・メリット

株式投資の例　その2

NISA口座では?

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

NISAを利用するメリット

投資にかかる2種類の税金が非課税に!

売却により得られる

譲渡益

~~20%~~

非課税

発行会社からもらえる

配当金

~~20%~~

非課税※

投資信託の場合	● 売却により得られる **「譲渡益」** ● 利益の一部が分配される **「分配金」**	⇒	NISAなら、投資信託の税金も **非課税に!**

※ 配当金を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」の登録が必要です。

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

2024年からNISA制度が変わりました

制度改正の背景

政府が打ち出した「資産所得倍増プラン」

貯蓄から投資へ

長年叫ばれるも、なかなか進まない…

今後5年で

NISA総口座数	1,700万 ▶	**3,400万**
NISA累計投資額	28兆円 ▶	**56兆円**

へ倍増する目標を掲げる

NISA制度は時限措置だった

一般NISAは2023年で一旦終了し、

複雑な2階建て

の制度になる予定だった

制度を一本化し、

よりわかりやすく
使いやすい制度に!

との声が高まった

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

新しいNISA、どう変わった?

項目	つみたて投資枠	成長投資枠
年間非課税投資枠	120万円	併用OK! 240万円
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで）	
非課税保有期間	無期限	
投資可能期間	無期限	
投資方法	積立投資に限る	原則制限なし
投資対象商品	一定基準を満たした投資信託（旧つみたてNISAと同じ）	上場株式・投資信託等（一部除外あり）

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

新しいNISAのポイント

大きく変わったポイントは3つ

年間投資枠が拡大

2023年まで

つみたてNISA **40万円**

一般NISA **120万円**

2024年から

併用可能で
合計360万円に!

生涯投資枠

一生涯で利用できる
非課税枠の総額
1,800万円

そして…

売却すると
枠を再利用できる!

ずっと非課税

2023年まで

つみたてNISA **20年間**

一般NISA **5年間**

2024年から

非課税期間が
無期限に!

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

みなさんもぜひ、

NISA

を使ってみましょう!

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

大和証券グループの金融経済教育

大和証券グループでは、証券ビジネスを通じて培ってきた金融経済分野の知識やノウハウを活かし、さまざまな世代に対して、金融経済教育を通じて将来を切り拓く力や資産管理スキルを身につけてもらうことを目的とした教育プログラムの提供および支援活動などを行なっています。

◆「5分で学べる！お金のクイズ」や各種教材、出張授業等の情報は、下記をご覧下さい。

- 大和証券グループ本社ホームページ　サステナビリティサイト内
  「金融経済教育・研究活動」
  ＞＞https://www.daiwa-grp.jp/sustainability/stakeholder/financial.html

こちらのQRコードからでもご覧頂けます。⇒

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.

手数料等およびリスクについて

- 当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります（「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.26500%（税込）、ただし、最低 2,750円（税込）、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された 購入時手数料および 運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等）また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。

2024年以降のNISAに関する留意事項

【共通事項】
●日本にお住まいの18歳以上の方（NISAをご利用になる年の1月1日時点で18歳以上の方）がご利用いただけます。●NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り利用することができます。金融機関の変更により、複数の金融機関でNISA口座を開設されたことになる場合でも、各年において1つの口座でしかお取引いただけません。●NISA口座以外の口座で保有している上場株式等をNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で保有している上場株式等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。●NISAでのお取引にあたり、後日、他の金融機関でNISA口座を開設していることが判明した場合は、お申込みいただいたNISA口座は無効になります。無効となったNISA口座で買付けた上場株式等は、課税口座でお買付けいただいたものとしてお取扱いいたします。また、これらから生じる配当所得および譲渡所得等は課税されます。●非課税保有限度額（総枠）は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までです。非課税保有限度額（総枠）については、NISA口座で保有している上場株式等を売却した場合、売却した分（取得価額分）を、その翌年以降、再利用することができます。なお、その際年間の非課税投資枠を超える金額の買付けはできません。●その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。●NISA制度の損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等と損益通算することができません。●国内上場株式等の配当金等は、証券会社等で受取る場合（配当金等の受領方法を「株式数比例配分方式」でご登録されている場合）のみ非課税となります。●投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は非課税であるため、NISA制度の非課税メリットを享受できません。●国外への出国等で非居住者となる場合には、所定のお手続きが必要です。●NISA口座からNISA以外の口座へ移管された上場株式等の取得価額は、移管日の時価となります。

【成長投資枠に関する留意事項】
●成長投資枠で購入できる金額（非課税投資枠）は年間240万円までです。銘柄の入れ替えの際も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●成長投資枠で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）や、公募株式投資信託等（ただし、整理銘柄・監理銘柄に指定されている銘柄や信託期間が20年未満、またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等を除く）です。

【つみたて投資枠に関する留意事項】
●つみたて投資枠で購入できる金額（非課税投資枠）は年間120万円までです。銘柄の入れ替えの際も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●つみたて投資枠で取扱う金融商品は、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等のうち、当社が指定した商品（公募株式投資信託・上場投資信託（ETF））となります。●つみたて投資枠をご利用いただくにあたり、積立契約の締結が必要です。同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行なわれます。●つみたて投資枠にかかる積立契約により買付けいただいた投資信託の運用管理費用（信託報酬）等の内容については、原則年1回お客さまへ通知いたします。●法令により、当社は、NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における、お客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます（ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更があった場合等を除く）。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をNISA口座へ受入れることができなくなります。

【NISAの制度改正に伴う留意事項】
●2024年以降、2023年までの一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA口座では、新たに上場株式等の買付けを行なうことができません。●2023年までの一般NISA、つみたてNISAおよびジュニアNISA口座での保有商品は、2024年以降のNISAに移管（ロールオーバー）できません。●2023年までの一般NISA、つみたてNISAおよびジュニアNISA口座での保有商品は、非課税保有期間が終了するまで非課税で保有をすることができ、2024年以降のNISAの非課税保有限度額（総枠）とは別枠となります。

＊今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。（2024年3月現在）

商号等　：大和証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第108号
加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

© 2024 Daiwa Securities Co.Ltd. All rights reserved.